

II 特集

お墓・相続・お葬式の新常識

「終活」は、

これだけで いい

12 「面倒くさい」は二切ナシ
いまどきの終活TO DOリスト
吉川美津子

16 「座談会 親の看取りを学びの第一歩に」
私の最期は、
私が決める時代です
久田恵×藤 真利子×
RIKACO

22 「妻に優しい法家も登場」
争いのタネを残さない
「相続」の最新テクニク
曾根恵子

26 「ルポ」手間や「不便」では済まされない
墓じまい——管理できなくなってきた
お墓をどうするか 島内晴美

30 「認知症への対策から死後の手配まで」
「ひとり死」に怯えない！
やっておくべき準備と手続き
小谷みどり

34 「ホント集片つけ、住み替え神だのみ……」
熱心すぎてビックリ！ 身内の終い支度

36 「身近な人の死は想像するのも苦しくて」
8年間の看病の末、
夫・篠沢秀夫を見送りました
篠沢礼子

40 「読者体験手記」
親がくれた、まさかの「遺産」
●借金だけを残して父は亡くなった。相続放棄した私に
半年後、謎の5万円が送られてきたが——（自営業・54歳）
●病に倒れ入院中も注文が多すぎる母。
ICUでもネイルを欠かさずしていたワケは（会社員・36歳）



女の気になる
キーワード 70ページ

- 改憲4項目
- 『西郷どん』効果

婦人公論

2018年3月13日号 目次

争いのタネを残さない

「相続」の最新テクニク

アドバイス
曾根恵子

相続コネクター実務士

まだ先のこと——と、相続対策をしない人も多いのでは？
でも、遅すぎると打てる手が減っていくのです。
今後、相続に関する法律の変更もあります。知らない損をする、
相続とお金の最新情報、きっちり踏まえておきたいものです。



PART 1

残された人がもめないために

「ぴったり使い切って
死ぬことはできないから」

財産を配偶者や子どもに残したいという思いのベースにあるのは、「残された家族が幸せになつてほしい」という願いでしょう。それなのに、残した財産が家族の負担になつたり、争いのもとになるケースもあります。親族がもめるくらいなら、いっそ遺産を残したくない、自分で使い切

ればいいと思う人もいるかもしれません。ですが、100歳まで長生きする人も珍しくなくなるといわれる現代。「死ぬまでいくらかあれば足りるのか」については、余命がわからない以上、答えは出ません。確たる額を算出し、ぴったり用意して使い切ることには難しいものです。自分でつづいた財産だけではなく、親や配偶者から相続した遺産があれば、それが残ってしまうこともありうる。その

結果、遺産をめぐって、家族の間でトラブルが起こるかもしれません。いずれにせよ相続対策や遺言書といった準備をしておくことは、財産を所有している人の大事な責任といえます。

2018年に入って、相続制度の大幅な見直し案が発表されました。法案が成立すれば約40年ぶりとなる改革です。老後のお金にまつわる制度や法律は、目まぐるしく変化していくことが予想されます。「相続な

「分けにくい不動産」は
残さないほうがいい

財産のなかで何を残し、何を残さないかを選別することは非常に重要です。残さないほうがいい財産の筆頭は、没後空き家になつてしまふ自宅だと私は考えています。相続コネクターとして1万3000件以上の相談を受けてきた経験からしても、最も悩ましいのが「分けにくい不動産」をめぐる相続だからです。

日本人は土地家屋への思い入れが強く、「住みなれた家を離れたくない」「できれば子どもに継がせたい」と考える人が多い。しかし、全国で空き家の増加が問題となつているように、財産としての不動産の価値は以前より下落しています。自分が死んだ後、家が残された人の負担になる「負動産」になるくらいなら、早めに活用しやすい別の資産に変えることを考えるべきだと思います。

たとえば子どもたちが独立し、高齢者が2人あるいは1人だけで暮らす持ち家の場合、広さがあればそのぶん光熱費もかかりますし、一戸建てなら庭や家屋の維持費、固定資産税もそれなりの金額になります。特

に固定資産税は、12年度に住宅用地軽減特例が一部廃止されたことで、今後もじりじりと増額していくことが予想されるのです。ならば、いっそ広い自宅を売却して、コンパクトなマンションなどに住み替えてはいかがでしょうか。賃貸住宅を選べば固定資産税もかからず、将来はケア付きの高齢者住宅に移るなど、さらなる住み替えも身軽にできます。購入する場合、立地や利便性のよい物件を選んでおけば、子どもたちに残す際にも喜ばれる財産になるでしょう。

超低金利が続くなかでは、売却で得たお金を銀行に眠らせておくより、賃貸住宅にして家賃収入を得るほうが、老後資金にプラスとなります。さらに、不動産にすると相続税評価が下がるので、節税対策にもなります。また、コンパクトな家に住み替えることで、家財を断捨離できるといふメリットも見逃せません。相続の段階で子どもたちの手間を少しでも減らせるよう、自宅の整理を考えてみてもいいのではないのでしょうか。不動産を老後資金に生かす方法として、持ち家を担保にして金融機関から融資を受ける「リバースモーゲージ」という方法もあります。自宅に住みながら融資を受け、持ち主が

「もめない、損をしない」
3つの相続対策

遺産をめぐるもめごとが生じるか否かは、財産の多い少ないにはあまり関係がありません。長男がすべての財産を継いでいた時代と違い、相続人が同じ立場で権利を主張できる現代。家族それぞれが、限られた遺産を少しでも自分に有利に分けられるように執着する傾向が強まっています。私が受けた相談でも、遺産分割でもめている相手の65・9%は、兄弟姉妹です。

妻や介護者に優しく！ 相続制度はこう変わる

超高齢社会における相続制度を見直す
民法の改正案が発表されました。
以下の3つのポイントがあります

① 配偶者の居住権

遺産分割の際、住宅の権利を「所有権」と「居住権」に分けます。配偶者(たとえば妻)が居住権を取得すれば、所有権が別の相続人(子どもなど)に移っても、自宅に住み続けることができるのです。土地・建物の評価額よりも安い居住権だけを相続することで、預貯金などほかの遺産を多くもらえることにもなる。高齢の配偶者の生活支援として期待できます。

② 介護従事者への対応

6親等以内の血族と3親等以内の配偶者が介護に貢献したら、相続権がなくても金銭を請求できるようになります。夫を亡くした女性が、夫の両親の介護に力を尽くしたケースなどで報われる可能性が。ただ、相続人からすると財産が減るため、感情的なトラブルが生じることも想定されます。話し合いや遺言書などの準備がより大切になってくるでしょう。

③ 自筆証書遺言の法務局保管

公正証書遺言だけでなく自筆証書遺言も法務局で保管し、相続人が検索できるようになります。せっかく用意した自筆証書遺言が家族に見発されないという残念な事態や、紛失・改ざんといったトラブル防止に役立ち、遺言を残したい人の安心につながることを期待します。

法制審議会民法(相続関係)部会の発表より。2018年通常国会に提出される見込み

相続人の間で話し合いがまとまら

ず、家庭裁判所に調停を申し立てる例も増えています。調停では法律にしたがって分割の割合を決めてもらえますが、遺族間のわだかまりは消えません。親が残した財産のために子どもたちの関係がこじれ、最悪の場合は絶縁状態になってしまう。そうした感情面のもつれだけでなく、遺産分割のもめごとは経済面でも大きなデメリットをもたらします。

というのも、相続税の申告は被相続人が亡くなった日の翌日から10カ月以内と決められています。誰がどの遺産を引き継ぐかが決まらず、期日までに申告・納税ができなければ無申告となり、脱税とみなされてペナルティ（追徴課税）が課せられる。また申告期限を過ぎると、「配偶者



の税額軽減」や「小規模宅地等の特例」といった優遇措置が受けられなくなるため、相続税の節約ができません。感情面・経済面でのめごとのタネを残さないためには、資産を持つ人が心身ともに元気で、意思確認がとれるうちに対策を進めておくことがベストでしょう。

なぜなら認知症になってしまうと判断能力が低下するため、契約が認められません。不動産の売却や購入、賃貸契約をはじめ、預金の解約や引き出し、生命保険への加入、子どもや孫への生前贈与、遺言書の作成といった相続対策がまったくできなくなってしまうのです。

以下、いざというときに困らない

ための3つの対策をご紹介します。

▼法定後見制度

認知症になった本人が財産管理や契約行為をできないときは、裁判所が選任した成年後見人が代理で行うという「法定後見制度」があります。ただし、成年後見人の役割は認知症になった人の資産管理と保全であるため、贈与や売却といった本人の資産を減らすような相続対策はできません。

▼民事信託(家族信託)

意思能力があるうちに、財産を信頼できる人に預けて管理やその継承を依頼する契約を結ぶ制度として注目されているのが、「民事信託(家族信託)」です。たとえば、親の判断能力が衰えたら、子どもが受託者として不動産を預かり、売却したりアパートを建てて運用したりできるという契約を結ぶ。ただし、契約書の作成時に専門家(弁護士・行政書士・司法書士)に依頼する必要があり、費用も数十万~100万円ほどかかります。

▼公正証書遺言

これからの時代に必須となる遺言書。とりわけ「公正証書遺言」がお勧めです。公証役場で公証人に作成してもらった遺言書のことです。自筆で書いた遺言に比べ、あいまいなところのない明確な遺言になります。費用は、財産額に応じて数万~十数

万円。ほかに、証人2人ぶんの謝礼がかかります。

特に遺言書が必要になるのは、以下のようなケースです。①分けにくい不動産がある、引き継ぐ家業・会社がある。②家族がもともと不仲だったり、行方不明の人がいたり、特定の子どもの介護をしてもらったなど。③どこかに寄付したいなど特別な希望がある。さらに、独身者や子どものない人が、自分の財産を誰に託すかを決めておくケースも、今後は増えてくると思います。

遺言書を作成するにあたって、めごとのタネを残さないためのコツは、遺産分割をなるべく公平にすること、公平に分けられないときは理由を明記すること。また家族全員に感謝の言葉を残し、遺言書の内容や存在を伝えておくといった配慮も必要でしょう。

私が相談を受けてきたなかで、大きなトラブルもなく円満に相続が進んだご家族は、コミュニケーションが活発で隠し事がなく、親の介護や相続についてもオープンに話し合い、協力している方たちでした。この特集をきっかけに、「わが家の相続について一緒に考えてみないか」とご家族に提案してみたいかがでしょうか。

PART 2

相続税を減らすには

相続税を節約するために今すぐできること

近年、相続税率や基礎控除額などの変更になり、節税対策が叫ばれています。ご自身やご家族が相続税の課税対象になるかを計算してみましよう。そのうえで必要な対策を以下にご紹介します。

I 資産の洗い出し

まずは自分の財産が総額でどれくらいになるか、財産目録を作っておきましょう。預貯金や株券、保険のほか、不動産の路線評価額などの合計。ローンなどマイナスの資産があれば、それを差し引いて計算します。

II 相続税が課税されるかどうか

相続税には基礎控除があります。「3000万円+600万円×法定相続人の数」で計算できる基礎控除額内に財産が収まれば、相続税を払う必要はありません。

「法定相続人」とは、民法で定められた相続人のこと。死亡した人の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外では、①子ども(亡くなっていれば孫)、②親、③きょうだいの順に相続人となります。くわしくは国税庁のホームページで確認できます。



相続税を節約するために今すぐできること

財産の合計が基礎控除額を超えており、老後の生活費を引いても財産に余裕がある。そして自分の死後に納める相続税を減らしたい場合は、節税対策を考えてもよいでしょう。

▼生前贈与

1人に対して年間10万円以下であれば贈与税がかからないことを利用して、子どもや孫に毎年コツコツ贈与。現金で渡すよりも、銀行振り込みのほうが、税務署に贈与の事実が証明しやすいのでおすすめです。

▼教育資金の一括贈与の特例

子どもや孫の教育資金として、1500万円までの範囲で贈与を行う方法。学校の授業料だけでなく、塾や習い事にも500万円まで利用できる非課税枠を使って、子ども世帯の援助ができます。

▼おしどり贈与

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産(またはそれを取得するための資金)の贈与が行われた場合、基礎控除10万円のほかに最高2000万円まで、贈与税が無税になる特例。たとえば夫から妻へ居住用の住宅や現金の贈与をしておけば、夫が

亡くなったときにかかる相続税を節約することができます。

▼生命保険

死亡保険金は相続税の対象ですが、「500万円×法定相続人の数」だけ非課税枠が認められています。遺産を現金より保険金で受け取るほうが税額が少なくなるため、相続税の節約が可能。また、自宅を同居中の子どもに相続させたい場合、それを遺言書に明記し、同程度の受け取り額になる保険に加入して、別の子どもを受け取り人に指定しておく方法もあります。

ただしこうした生前贈与は、誤った方法で行うと、後から税務署の指摘を受けて思わぬ税金を支払わなければならない可能性もあります。終活や相続に詳しい専門家に相談し、家族ともよく話し合っって計画的に進めることをおすすめします。

構成◎山田真理 イラスト◎堀部久美子



そねけいこ 1956年京都府生まれ。87年に不動産会社を設立し、相続コーディネート業務を開始。相談件数は1万3000件を超える。(株)夢相続代表取締役